平成２７年６月

公共工事入札制度等説明会　次第

１　開　会

２　説明事項

（１）工事費内訳書の提出が必要な工事の拡大について

（２）工事の「主たる部分」の取扱いについて

（３）福井県設計変更ガイドラインの策定、および情報共有システムの運用開始について

３　質疑応答

４　その他

５　閉　会

【配布資料】

（１）工事費内訳書の提出が必要な工事の拡大について（P1～P12）

（２）下請可能な工事例（P13～P19）

（３）福井県設計変更ガイドラインの策定、および情報共有システムの
の運用開始について（P20～P32）

平成２７年６月

工事費内訳書の提出が必要な工事の拡大について

１．概　要

平成２６年６月４日に「建設業法等の一部を改正する法律」が公布され、入札契約適正化法が改正されました。改正後の入札契約適正化法では、見積り能力のない業者や見積りをせずに入札に参加する業者の排除、ダンピング受注防止等のための措置として、公共工事における全ての入札参加者に入札金額の内訳書の提出が義務づけられました。

このため、平成２７年４月１日以降は、福井県が発注する工事においても、全ての工事において入札の際に工事費内訳書の提出が必要です。

２．提出方法

提出が必要な工事	県発注の全ての公共工事
提出時期	電子入札システムにより入札書を提出する際、工事費内訳書のデータを添付して入札書提出
留意事項	①工事費内訳書の提出のない者がした入札は無効（失格）となります。 ②工事費内訳書は次の要件を満たすものでなければなりません。 ・入札書の金額と一致するものであること ・発注機関が閲覧に供する設計図書に記載する「費目・工種・施工名称」と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること ・工事費内訳書の金額や費目・工種などに誤りがないこと （※）項目などに記載漏れがあると、入札が無効（失格）となる場合があります。「費目・工種・施工名称」で材料等の規格が示されている場合は、工事費内訳書に記載忘れとならないよう注意してください。 ③工事費内訳書に工事名、業者名を記入してください。

３．入札が無効（失格）となる場合の例

類　型	内　　容
金額の誤り	・入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が違う ・費目・工種などの金額の集計額と、合計金額が違う ・費目・工種などの金額が、記載された数量×単価の額と違う
費目・工種などの誤り	・費目・工種などの全部または一部が記載されていない ・他の工事の工事費内訳書である

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認）

（趣旨）

第１条　この要領は、制限付き一般競争入札実施要領第１２条第３項の規定に基づき、工事費内訳書に関し必要な事項を定めるものとする。

２　この要領の適用に当たっては、工事費内訳書の提出が、福井県が発注する建設工事の請負契約について、入札参加者の適正な見積りによる品質の確保および公正な入札の維持を目的としていることに留意しなければならない。

（提出する工事費内訳書の内容）

第２条　入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

⑴　入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。

⑵　入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。

２　工事費内訳書の提出に当たっては、入札執行者から特に指示がない限り、内訳明細表および代価表の添付を要しない。

（工事費内訳書の確認）

第３条　入札執行者および入札執行者が指定する積算担当者は、提出された工事費内訳書について、原則として開札を行う前に、次に掲げる事項を確認するものとする。ただし、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、開札後、落札候補者の入札参加資格の確認と併せて行うものとする。

⑴　前条第１項第１号および第２号に掲げる要件を満たすものであること。

⑵　違算および不適切な事項の記載がないこと。

⑶　その他入札執行者が必要と認める事項

２　入札執行者は、工事費内訳書の確認を行った場合において、談合の疑義が認められる場合は、別に定める談合情報対応要領に基づき、適切な対応をとるものとする。

（入札の無効等）

第４条　入札執行者は、次に掲げる場合に該当するときは、福井県財務規則第１５１条第１項第８号に規定する金額その他要点を確認することができない入札に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とするものとする。

⑴　入札参加者が第３条の規定により入札執行者が指定する日時および方法により、工事費内訳書の提出を行っていない場合

⑵　入札執行者が、提出された工事費内訳書について、前条第１項各号に掲げる要件を満たしていると確認できない場合

２　入札執行者は、前項の規定により入札を無効とした場合は、その旨を速やかに土木管理課長に報告するものとする。この場合において、土木管理課長は、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を検討するものとする。

附　則

この要領は平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年７月１４日）

１　この要領は、平成２３年７月１５日（次項おいて「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成２６年６月１日（次項おいて「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成２７年４月１日（次項おいて「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

（簡易な内訳書の例）

（記入例）　　別添１

平成○年○月○日

殿

住　　所　○○市○○町○○番○号
商号又は名称　株式会社　○○建設
代表者 氏 名　代表取締役 ○○○○　　印

工　事　費　内　訳　書

工 事 名	○○事業（○○）　道路改良工事

工　種　等	金　額（円）
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A（a＋b＋c＋d）
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	A　＋　B　＋　C　＋　D

注）通常、土工、法面工等の工種のあとには、その工種の内訳となる項目が閲覧に供されている設計図書に明示されており、入札参加者がその項目を工事費内訳書において記載していない場合は、その者がした入札が無効となるのでご注意ください。

（国土交通省地方整備局の土木工事で用いられている内訳書の例）

別添2

平成　年　月　日

○○　殿

住　　所
商号又は名称
代表者　氏 名

工　事　費　内　訳　書

工 事 名 ：○○○○工事

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額

注）本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。
注）発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

（国土交通省地方整備局の建築工事で用いられている内訳書の例）

別添３

平成○○年○○月○○日

支出負担行為担当官

○○　○○　殿

住　　所
商号又は名称
代表者　氏名

工　事　費　内　訳　書

工事名：

工事内訳

名　称	数　量	単　位	金　額	備　考
直接工事費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		

直　接　工　事　費　種目別内訳

名　　称	数　　量	単　位	金　　額	備　　考

直　接　工　事　費　科目別内訳

名　　称	数　　量	単　位	金　　額	備　　考

直　接　工　事　費　中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数　　量	単　　位	金　　額	備　　考

直　接　工　事　費　細目別内訳

名　　称	摘　　要	数　　量	単　　位	単　　価	金　　額	備　　考

建設業者の皆様へ

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成27年4月1日より、改正建設業法が施行されます

※　解体工事業の新設については、平成28年春頃施行予定

Ⅰ．許可(更新)申請書や添付書類が変わります

- 必要書類が追加されます
  - ✓ 従来の取締役に加え、顧問、相談役や、100分の5以上の個人の株主等に関する書類が必要となります
  - ✓ 営業所専任技術者の一覧表の作成が必要となります
- 書類が簡素化されます
  - ✓ 役員や使用人の略歴書が大幅に簡素化され、経営業務管理責任者を除き、職歴の記載が不要となります
  - ✓ 役員や使用人の一覧表に生年月日や住所の記載が不要となります
  - ✓ 財務諸表に記載を要する資産の基準が100分の1から100分の5に緩和されます
- 営業所専任技術者の証明が監理技術者資格者証によっても可能になります
- 大臣許可業者の許可申請書等の提出部数が正本１部、副本１部に削減されます

Ⅱ．一般建設業の技術者(主任技術者)の要件が緩和されます

- 型枠施工の技能検定が大工工事業の技術者要件に追加されます
- 建築板金（ダクト板金作業）の技能検定が管工事業の技術者要件に追加されます

Ⅲ．施工体制台帳の記載事項が追加されます

- 外国人建設就労者・外国人技能実習生の従事の有無の記載が必要になります（再下請通知にも記載が必要。）

Ⅳ．暴力団の排除が徹底されます

- 役員等（取締役のほか、顧問、相談役等を含む。）に暴力団員や過去５年以内に暴力団員だった者が含まれている法人、暴力団員等である個人、さらに、暴力団員等に事業活動を支配されている者については、許可を受けられなくなります。また、事後に発覚した場合には許可が取り消されることになります

Ⅴ．許可申請書等の閲覧制度が見直されます

- 個人情報が閲覧対象から除外されます
- 大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が都道府県ではできなくなります
  （建設業者の主な情報は国土交通省のホームページで検索可能です）

詳しくはこちら　（検索サイトで「建設業法改正」で検索）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

お問い合せ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課　０３－５２５３－８１１１（内線２４７５６）

公共工事を受注される建設業者の皆様へ

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成27年4月1日より、改正建設業法・改正入札契約適正化法が施行されます

Ⅰ．経営事項審査の審査項目が追加されます

- 若手技術者・技能労働者の育成・確保の状況が審査項目に追加されます
  - ✓ 満35歳未満の技術職員が15%以上いる場合には加点対象になります
  - ✓ 満35歳未満の技術職員が審査対象年度に1%以上新たに加わった場合には加点対象になります
- 評価対象となる建設機械の種類が追加されます
  - ✓ 加点対象となる建設機械に、移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダーが追加されます

※これらに伴い、申請様式が変更されます
※平成27年4月1日から7月29日までの間、再審査が受けられます

Ⅱ．入札時に入札金額の内訳書の提出が必要になります

- すべての公共工事の入札において、入札の際に、入札金額の内訳書の提出が必要となります

※詳細は各発注者にお問い合わせ下さい

Ⅲ．施工体制台帳の作成・提出が小規模工事でも必要になります

- 公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となります

＜参考＞改正公共工事品質確保法について

平成26年6月に「公共工事品質確保法」が改正されました。この法律により、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保を図るため、

- *予定価格の適正な設定（歩切りの禁止等）*
- *ダンピング対策の強化*
- *適正な工期設定や設計変更*

などが発注者の責務として規定されました。

詳しくはこちら　（検索サイトで「建設業法改正」で検索）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

お問い合せ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課　０３－５２５３－８１１１（内線２４７５６）

下請け可能な工事（土木一式工事）（主たる工種：擁壁工　の場合）

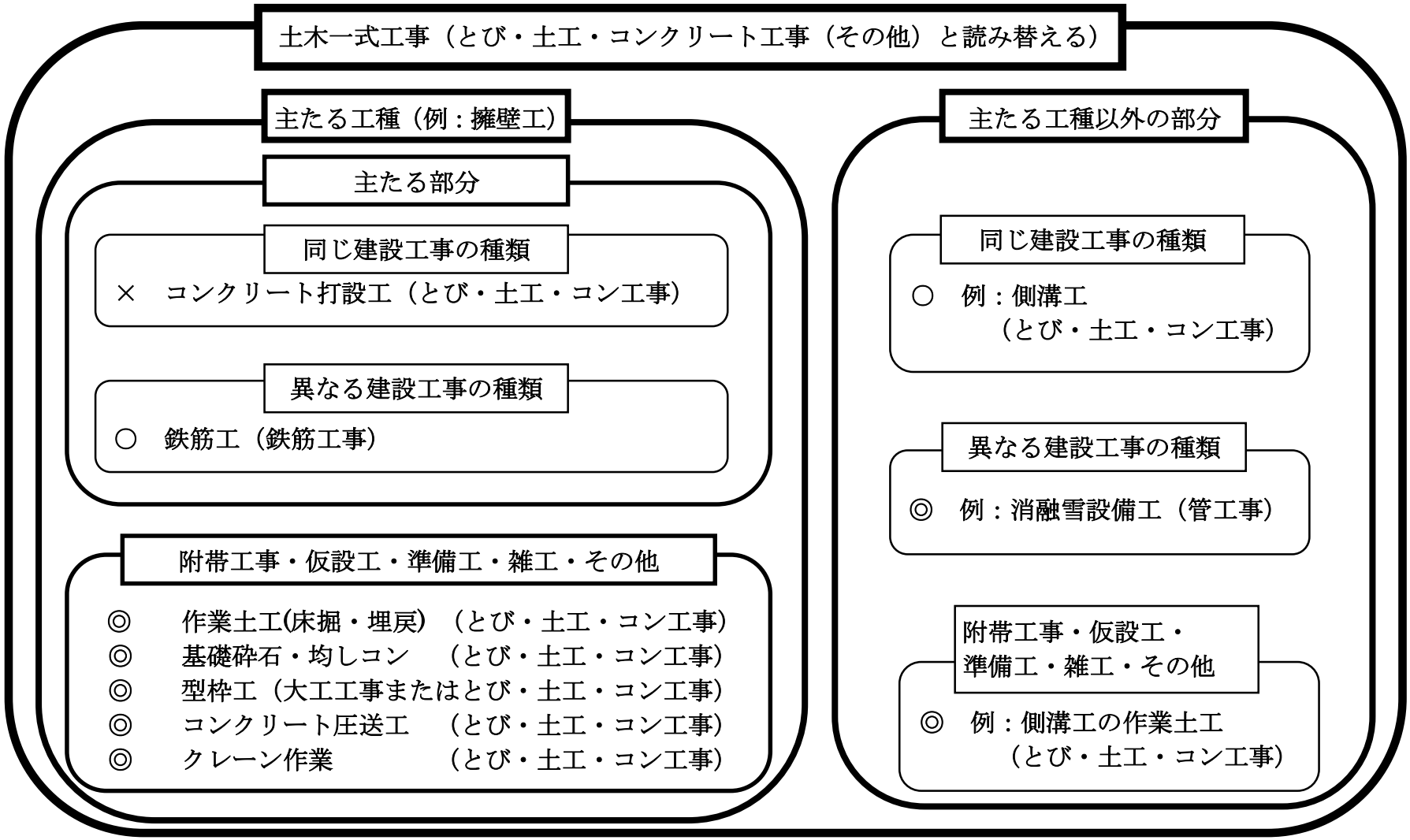

＜凡例＞　×：下請け不可　○：相応札業者以外のみ下請可　◎：下請け可（相応札業者も可）

・「主たる工種」は、入札公告等に明記された工種とする。
・「主たる工種」は、原則下請けに付すことはできない。（備考欄に「特殊工事」と明記があれば、相応札業者以外のみ下請け可）
・「主たる工種」に含まれる「附帯工事・仮設工・準備工・雑工・その他基礎的または準備的な工事」は下請け可。（相応札業者も可）
・「主たる工種」の中に、請け負った『「建設工事の種類」と異なる部分』が含まれる場合は、相応札業者以外のみ下請け可。
（ただし、上記下請可の工種のうち多くの工種を同一業者に下請けに出すことは、一括下請けの恐れがあるため認められない。）

下請け可能な工事（土木一式工事）（主たる工種：ボックスカルバート工　の場合）

土木一式工事（とび・土工・コンクリート工事（その他）と読み替える）

主たる工種（例：ボックスカルバート工）

主たる部分

同じ建設工事の種類

×　ボックスカルバート設置（とび・土工・コン工事）

異なる建設工事の種類

附帯工事・仮設工・準備工・雑工・その他

◎　作業土工(床掘・埋戻)　（とび・土工・コン工事）
◎　基礎砕石・均しコン　　（とび・土工・コン工事）
◎　型枠工　（大工工事なたはとび・土工・コン工事）
◎　コンクリート圧送工　　（とび・土工・コン工事）
◎　クレーン作業　　（とび・土工・コン工事

主たる工種以外の部分

同じ建設工事の種類

○　排水構造物工
（とび・土工・コン工事）

異なる建設工事の種類

◎　石・ブロック積（張）工（石工事）
◎　法覆護岸工（石工事）

附帯工事・仮設工・
準備工・雑工・その他

◎　構造物撤去工
（とび・土工・コン工事）
◎　仮設工　（とび・土工・コン工事）

＜凡例＞　×：下請け不可　○：相応札業者以外のみ下請可　◎：下請け可（相応札業者も可）

・「主たる工種」は、入札公告等に明記された工種とする。
・「主たる工種」は、原則下請けに付すことはできない。（備考欄に「特殊工事」と明記があれば、相応札業者以外のみ下請け可）
・「主たる工種」に含まれる「附帯工事・仮設工・準備工・雑工・その他基礎的または準備的な工事」は下請け可。（相応札業者も可）
・「主たる工種」の中に、請け負った『「建設工事の種類」と異なる部分』が含まれる場合は、相応札業者以外のみ下請け可。
（ただし、上記下請可の工種のうち多くの工種を同一業者に下請けに出すことは、一括下請けの恐れがあるため認められない。）

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年7月7日

福井県●●土木事務所長　●●　●●

記

1　一般競争入札に付する事項
(1)工事名　道路改良工事(防災・安全交付金)　●●-●工事
(県単)砂防設備修繕工事　合併工事
(2)工事場所　一般国道 ●●●号　●●●●●●●●
(3)工事概要　ボックスカルバート工15m
(4)工期　190日間
(5)設計額　●●,●●●,000円(消費税および地方消費税相当分を除く。)
(6)入札方式　制限付き一般競争入札(事後審査)
(7)総合評価落札方式の適用の有無　有　(地域防災力維持型)

2　入札に関する事務を担当する機関の名称、所在地等
〒●●●-●●●●　福井県●●●●●●●●
福井県●●土木事務所
電話番号　●●●●-●●-●●●●

3　入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類		土木一式工事
JVにあってはその構成員数		―
業種等級	単体(経常JV含む)	A
	代表者	―
	構成員	―
総合評点等		―
営業所の所在地		●●土木事務所管内に主たる営業所(＊1)を有すること。
施工実績		問わない。
配置予定技術者		次のアの条件を満たす監理技術者等(＊2)(自社と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者に限る。)をこの工事の現場に配置できること。なお、この工事を落札した場合の契約金額が2,500万円(建築一式工事の場合は、5,000万円)以上となる場合には専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、この限りではない。 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証および監理技術者講習者修了証を有する者であること。 ア. 1級または2級土木施工管理技士の資格を有するもの
その他		一般競争入札公告共通事項(以下「共通事項」という。)のとおり ＊1、＊2・・・共通事項の用語解説を参照のこと。

4　工事の主たる部分の明示について

工　種	備　考
カルバート工	

・上記に記載する工種は原則下請に付すことはできないものとする。
ただし、備考欄に特殊工事との記載等がある工種については、この工事に係る入札に参加していない者(※1)に限り下請に付すことができる。

・上記に記載する工種に含まれる附帯工事、仮設工、準備工、雑工その他基礎的または準備的な工事は下請に付すことができる。

・上記に記載する工種の中に、3の建設工事の種類(土木一式工事である場合は、とび・土工・コンクリート工事(その他)とする。)と異なる部分が含まれる場合は、当該部分をこの工事に係る入札に参加していない者(※1)に限り下請に付すことができる。

※1・・・共同企業体として参加した場合は、その構成員すべてがこの工事に係る入札に参加したものとする。

平成 26 年度

工 事 設 計 書

福井県

所長（部長）		次長		課長		主任（GL）		審査		設計者	

工事名　道路改良工事（防災・安全交付金）●●-●工事（当初設計）
（県単）砂防設備修繕工事　合併工事

工事番号

河川・路線名　一般国道　●●●号

施工地係　●●●●●●●●

設計額　円

設計者

作成日　年　月　日

事務所

工 事 概 要

当初設計	変更設計
ボックスカルバート工　15m	

事 業 費 総 括 表

費目	金額
設計額	円
請負に付す額	円
本工事費	円
附帯工事費	円
補償工事費	円
測量及び試験費	円
用地費及び補償費	円
応急工事費	円
工事雑費	円
事務費	円

設 計 条 件 等

設 計 条 件

適用単価時期	26年4月15日適用
消費税率	8%
地区	
工事日数	
前払率	前払あり(40%)
工種	道路改良
契約保証	金銭的保証
施工地域・工事場所	地方部・交通影響あり

予 算 執 行

前回請負対象額	円
前回請負額	円
今回精算見込額	円
請負率	

事務費及び工雑計算式

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
道路改良					Y1000000017
石･ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工					Y2000000166
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工					Y3000001038
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ基礎 底幅:,高さ:	3.3	m			Y4000004651 第0001号明細表
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積 ﾌﾞﾛｯｸ規格:	18	m2			Y4000004652 第0002号明細表
天端ｺﾝｸﾘｰﾄ 幅:	0.9	m3			Y4000004659 第0003号明細表
法覆護岸工					Y2000000214
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工					Y3000001340

福 井 県

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価	金額	備考
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ基礎 底幅:,高さ:	1.9	m			Y4000005983 第0004号明細表
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積 ﾌﾞﾛｯｸ規格:	4	m2			Y4000005984 第0005号明細表
天端ｺﾝｸﾘｰﾄ 幅:	0.1	m3			Y4000005992 第0006号明細表
(主) ｶﾙﾊﾞｰﾄ工					Y2000000167
作業土工					Y3000001040
床掘り 土砂	150	m3			Y4000004666 第0007号明細表
床掘り 軟岩	3	m3			Y4000004665 第0008号明細表
埋戻し	120	m3			Y4000004667 第0009号明細表
埋戻し	1	m3			Y4000004667 第0010号明細表

福 井 県

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価	金額	備考
土砂等運搬 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	10	m3			Y4000004569 第0011号明細表
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工					Y3000001045
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ 内幅:,内高:	15	m			Y4000004692 第0012号明細表
基面整正	62	m2			Y4000004682 第0013号明細表
均しコンクリート	1	式			Y4000000000 第0014号明細表
内張りｺﾝｸﾘｰﾄ	31.5	m3			Y4000004684 第0015号明細表
型枠	52	m2			Y4000000000 第0016号明細表
目地板	3	m2			Y4000000000 第0017号明細表
構造物撤去工					Y2000000171

福 井 県

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価	金額	備考
構造物取壊し工					Y3000001066
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊 構造物区分:無筋構造物	9	m3			Y4000004756 第0018号明細表
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊 構造物区分:鉄筋構造物	57	m3			Y4000004756 第0019号明細表
運搬処理工					Y3000001076
殻運搬 殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	9	m3			Y4000004803 第0020号明細表
殻運搬 殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	57	m3			Y4000004803 第0021号明細表
仮設工					Y2000000172
水替工					Y3000001082
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	1	式			Y4000004858 第0022号明細表

福 井 県

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価	金額	備考
仮水路工					Y3000001085
ｺﾙｹﾞｰﾄﾊﾟｲﾌﾟ 規格:,ﾊﾟｲﾌﾟ径:,ﾊﾟｲﾌﾟ板厚:	24.3	m			Y4000004868 第0023号明細表
土のう 製作	8	袋			Y4000004871 第0024号明細表
土のう 据付	13	袋			Y4000004871 第0025号明細表
土のう 撤去	8	袋			Y4000004871 第0026号明細表
直接工事費計					

福井県

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費 (率分)					
運搬費（積上げ分）					
重機分解組立輸送	0.8	回			YZ000000002 第0027号明細表
共通仮設費計					
純工事費計					
現場管理費					
工事原価計					
一般管理費等					
工事価格					

福井県

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称		数量	単位	単価	金額	備考
(工事価格×請負率)						
消費税相当額						
請負工事費						
設計額						
工事価格計						
消費税相当額計						
請負工事費計						
設計額計						

福井県

福井県設計変更ガイドラインの策定、および情報共有システムの運用開始について

福井県

平成27年6月

改正品確法における位置付け

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

- H26.4.4 参議院本会議可決（全会一致）
- H26.5.29 衆議院本会議可決（全会一致）
- H26.6.4 公布・施行

＜背景＞
○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争　○現場の担い手不足、若年入職者減少
○発注者のマンパワー不足　○地域の維持管理体制への懸念　○受発注者の負担増大

＜目的＞インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加
- 現在及び将来の公共工事の品質確保
- 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加
- 施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- 災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ダンピング受注の防止
- 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- 技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保　等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
○不調、不落の場合等における見積り徴収
○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更　○発注者間の連携の推進　等

→ 効果
- **最新単価や実態を反映した予定価格**
- **歩切りの根絶**
- **ダンピング受注の防止　等**

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式　→民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
○段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う）　→受発注者の事務負担軽減
○地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）→地元に明るい中小業者等による安定受注
○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、
○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

※設計変更ガイドラインの策定、情報共有システムの導入により、適切かつ迅速な設計変更協議を行う

設計変更ガイドラインについて
（H27年度中に策定予定）

Ⅰ－１　設計変更ガイドライン策定の背景と目的

◆工事の特徴

発注者は、目的とする構造物の早期完成と品質確保、
受注者は、企業利益向上という観点から、工事の早期完成は発注者および受注者の最大のメリットとなる。

工事は、個別に設計された目的物を、多種多様な自然条件・環境条件の下で建設するという特殊性を有していることから、常に設計図書と工事現場の不一致による設計変更等の問題発生が懸念

当初積算時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、受注者の適時・適切な協議と発注者の迅速な対応が重要

Ⅰ－1　設計変更ガイドライン策定の背景と目的

◆設計変更の現状（課題）

設計図書に**明示されている事項**

↓

内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて**金額変更が必要となるケース**がある。

任意仮設等の一式計上されている事項や**設計図書に明示すべき事項が脱漏・不明確な表示となっている事項**

↓

明示すべき前提条件が不明確であるため、その**変更対応が問題となっているケース**がある。

Ⅰ－1　設計変更ガイドライン策定の背景と目的

◆発注者･受注者の留意事項

発 注 者

工事の発注に当たっては
- 設計図書（特記仕様書、図面等）に必ず**条件明示をする。**
- 工事費内訳書では、**工事工種の積算体系**どおりに積算することを**徹底**する。

受 注 者

工事の着手に当たっては
- 着手時に**設計図書を照査**し、**疑義を明らか**にする
- 施工中に**疑義が生じた**場合には、**発注者と「協議」**し進めることが**重要**である。

発注者と受注者の立場は、【対等である】という相互認識が必要

建設業法
（建設工事の請負契約の原則）
第十八条 **建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて**
公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

Ⅰ－１　設計変更ガイドライン策定の背景と目的

◆ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更における課題や留意点、手続の流れ等について十分理解**しておく必要がある。

本ガイドラインは、**設計変更における課題と留意事項について、福井県工事請負約款第１８条（条件変更等）**における設計変更およびそれに係る契約手続き方法を中心に取りまとめる。

福井県工事請負契約約款
（条件変更等）
第１８条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

（ガイドライン抜粋）

Ⅰ－３－１　設計変更が「不可能」なケース

【基本事項１】

◆下記のような場合においては、原則として**設計変更できない。**

（ａ）設計図書に条件明示のない事項において、**発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工した場合

（ｂ）発注者と協議しているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合

（ｃ）**発注者が「承諾」して施工**した場合

（ｄ）契約約款および共通仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない**場合

（ｅ）**正式な書面によらない事項（口頭のみの指示・協議等）**の場合

（ガイドライン抜粋）

Ⅰ－３－２　設計変更が「可能」なケース

【基本事項２】

◆下記のような場合においては、**設計変更が可能である。**

（ｆ）**所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」による場合**
（所定の手続きは、「書面」によらなければならない。）
（情報共有システムによるものは、「書面」によるものとみなす。）
（「協議」の結果、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）

（ｇ）**仮設（任意仮設を含む）において、**条件明示の有無に係らず**当初発注時点で予測しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**
（ただし、所定の手続きが必要）

（ｈ）当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手できない場合**

（ｉ）受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合**

（ガイドライン抜粋）

Ⅰ－３－２　設計変更が「可能」なケース

【留意事項】

◆発注者は、設計変更や先行指示にあたって**下記事項に留意する。**

（１）**当初設計の考え方や設計条件を再確認**して、設計変更の「協議」に当たる。

（２）当該事業（工事）での**変更の必要性を明確**にする。
（変更する規格等の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注が適当でないか）を明確にする。）

（３）設計変更に伴う**契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。**
（ただし、変更金額の小さいものについては、工事打ち合わせ簿（先行指示）に、「変更概算額」を記載することで対応可とする。）

（ガイドライン抜粋）

Ⅰ－４－５　工事打合せ簿

【詳細事項（発注者の対応１）】

◆受注者（現場代理人）との**協議・指示・承諾・通知等は必ず書面で**。

（**緊急を要し口頭で指示等を行った場合**は、**後日書面で**両者が内容等を確認する）

福井県工事請負約款　第９条（監督職員）

２　監督職員は、この約款の他の条項に定めるものおよびこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

４　第２項の規定による監督職員の指示または承諾は、**原則として、書面により行わなければならない。**

福井県土木工事共通仕様書 1-1-1-6　監督職員 2. 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、**緊急を要する場合は**監督職員が、**受注者に対し口頭による指示等を行える**ものとする。口頭による指示等が行われた場合には、**後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認**するものとする。

（ガイドライン抜粋）

Ⅰ－４－５　工事打合せ簿

【詳細事項（発注者の対応２）】

◆設計図書の変更の**指示等は、「書面」により明確**に行う。

【明確にする事項】

１　**「承諾（同意）」**行為か、**「指示」**行為か。

２　**「設計図書の変更対象」**とするのか、しないのか。
「設計図書を変更する内容」はどの部分か。

３　**「請負代金額を変更」**するのか、しないのか。
「変更金額」の概算額（軽微な変更の場合）はいくらか。

なお、監督職員は、**内容を問わず所属内決裁を得る**ものとする。

（受注者に対する円滑な対応の観点から、所属においてあらかじめ、
内容（重要度）に応じた決裁区分を定めておくこととする。）

（ガイドライン抜粋）

Ⅱ－１　工事一時中止ガイドライン策定の背景と目的

【背景】

◆工事発注の原則

〇工事の発注は、地元設計協議・工事用地の確保・占用事業者等協議・関係機関協議がすべて完了した後に行うことが原則である。

◆現状と課題

〇しかし、一部の工事において、各種協議や工事用地確保が未完了であっても、早期の事業効果発現のため、やむを得ず条件明示を行い発注を行っている。

〇上記のような工事において協議等の完了時期が遅れたり、もしくは、工事の施工途中において受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、発注者は、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

〇しかし、一部では一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

【ガイドラインの策定目的】

◆受発注者は、本ガイドラインに基づき、工事一時中止に関する適正な対応をとることが必要

（ガイドライン抜粋）

Ⅲ　受発注者間の円滑なコミュニケーションについて

【基本事項】

１　工事着手時：工事施工調整会議（三者会議）

発注者、設計者、受注者の三者が、事業目的、設計意図、条件等の情報の共有および施工上の課題または新たな技術提案に対する意見交換等を行う。

対象工事：（１）　工期が１年以上にわたる大規模な工事
（２）　新技術・新工法を採用している工事
（３）　特殊な工法を採用している工事
（４）　構造計算を伴う構造物を主体とする工事でかつ工期が概ね６ヶ月以上である工事
（５）　上記のほか、地形・地質等工事現場の特殊性により三者会議が必要な工事

２　施工中：ワンデーレスポンス

施工者からの質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の待ち時間を解消。

・質問があった当日の回答を原則とする。（遅くても翌日には回答する。）
・回答に時間を要する場合は、「回答予定日」を当日に回答する。

対象工事：すべての工事

３　設計変更時：設計変更審査会（仮称）

設計変更を迅速かつ適正に行うため、発注者側と受注者側の双方の関係者が一堂に会して、協議を行い、原則その場で結論を出す。

対象工事：（１）三者会議の対象工事で、施工方法や仮設工法が大幅に変更となる可能性がある場合
（２）第三者に影響を及ぼす可能性があるため、緊急に対応する必要がある場合　等

（ガイドライン抜粋）

Ⅲ　受発注者間の円滑なコミュニケーションについて

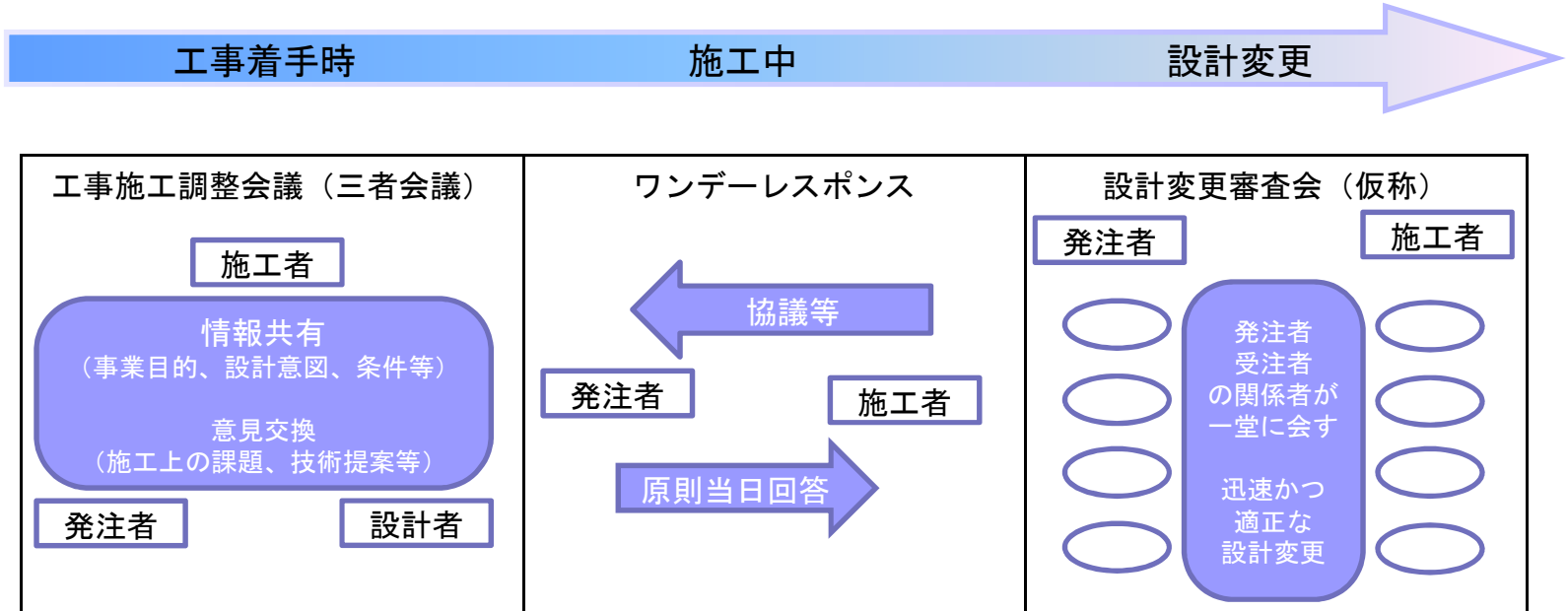

工事施工調整会議（三者会議）	ワンデーレスポンス	設計変更審査会（仮称）
対象工事 ・大規模な工事 ・新技術・新工法 ・特殊工法 ・重要構造物工事　等	対象工事 ・すべての工事	対象工事 ・三者会議の対象工事で、大幅な設計変更となる場合 ・第三者に影響を及ぼすため緊急に対応が必要な場合　等

情報共有システムについて

情報共有システムの特長

【特長】

◆受・発注者間で発生する工事関係書類（打合せ簿、写真等）を、インターネットを介して提出・決裁

◆電子納品成果物の作成支援も可能

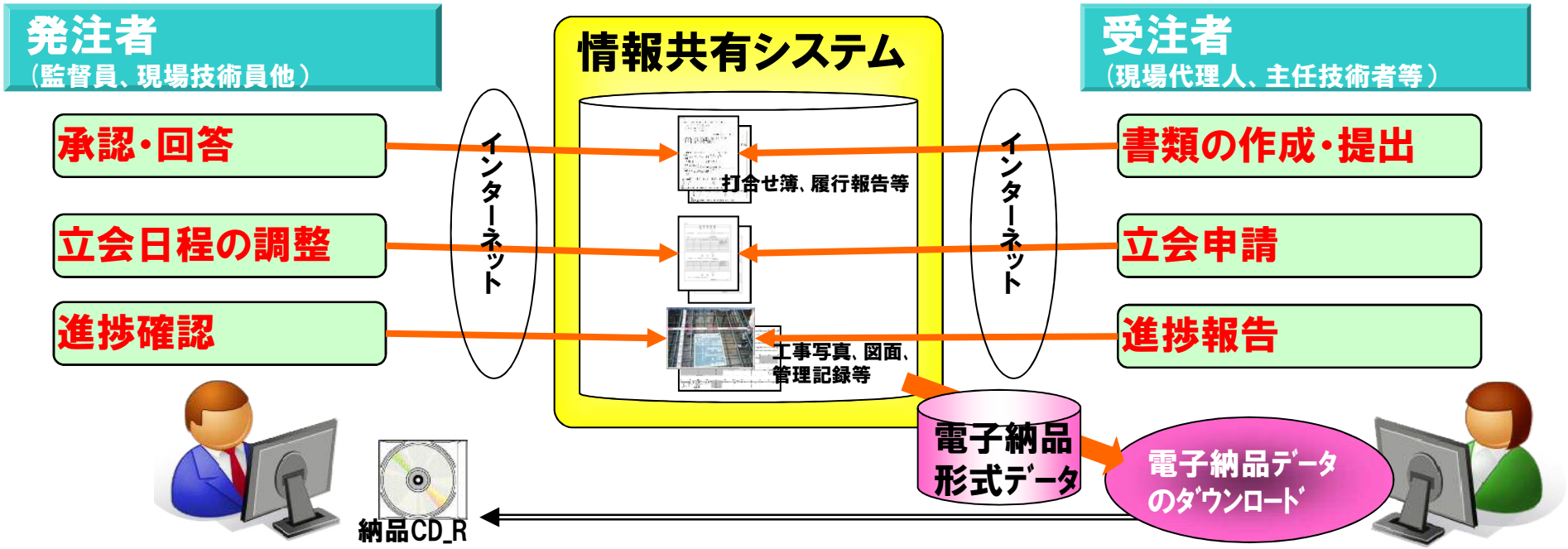

情報共有システムの特長

情報共有システムには主に以下の機能があります。

① 情報の共有機能
② 書類の作成・提出・決裁機能

日常業務をそのままシステム化！

情報共有システムの特長　①情報の共有機能

公共事業に携わる関係者間で書類、図面、写真等の情報を共有・管理できます。

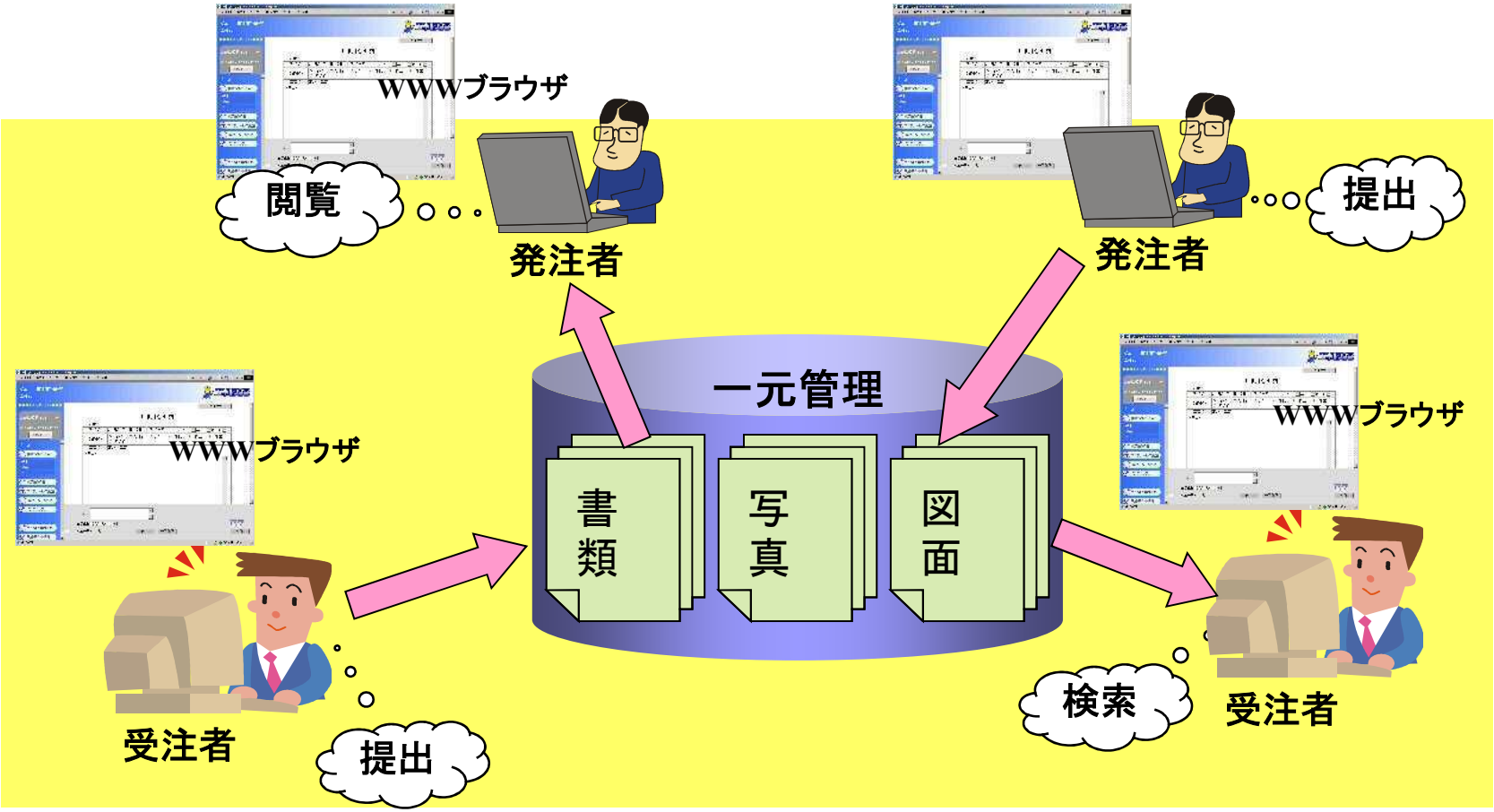

情報共有システムの特長　②書類の作成・提出・決裁機能

作成・提出された書類に対して決裁ができます。

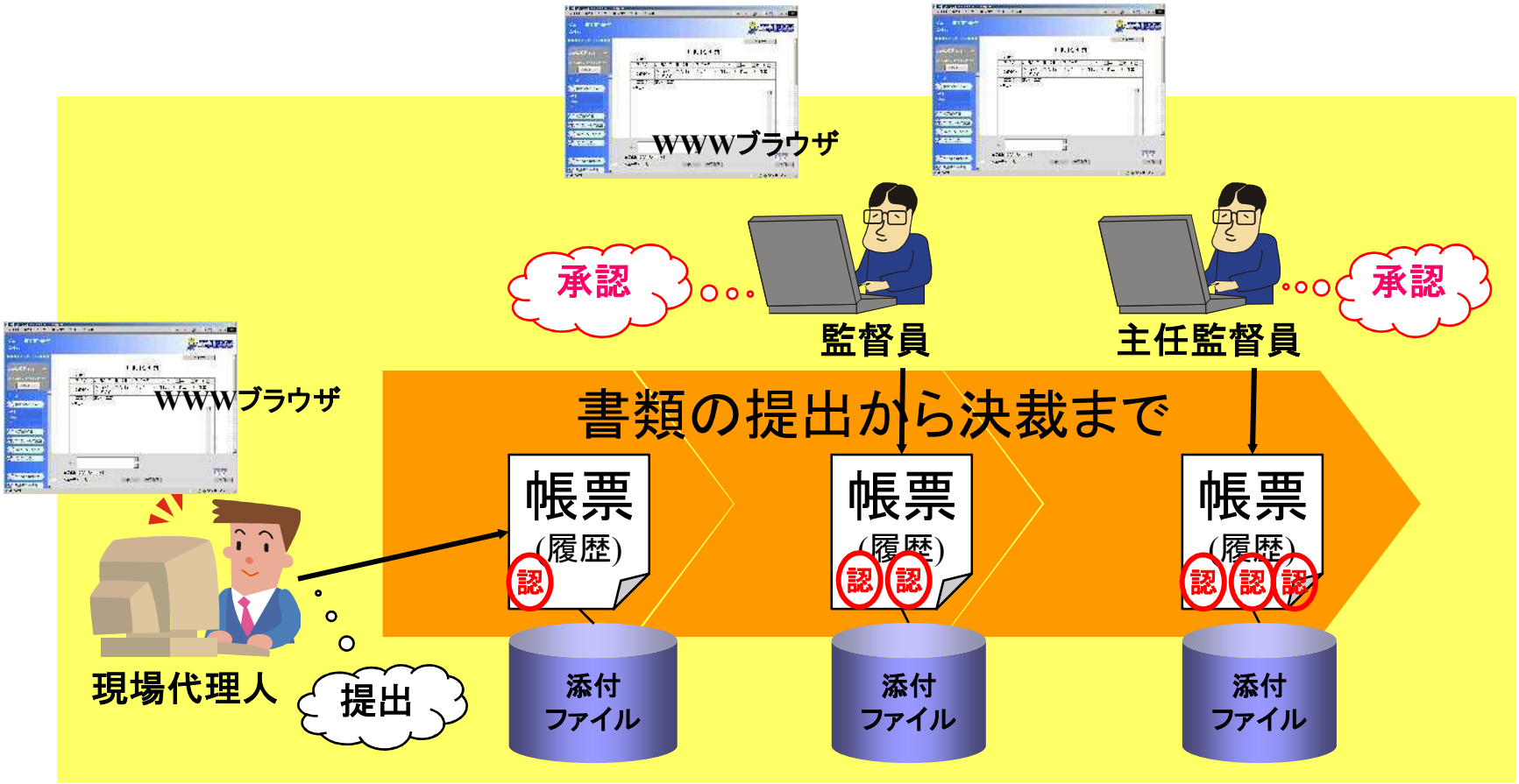

情報共有システムの特長　②書類の作成・提出・決裁機能

- インターネットを利用できる環境があれば、**いつでもどこからでも**、各種帳票を提出し、決裁することができます。

→ **遠隔地（出張先）から**でも帳票の提出・承認ができます。
業務効率が向上し、**時間の有効活用**ができます。
（スマホなどのモバイル端末から確認することも可能）

→ 帳票作成は空欄に入力するだけの**簡便な操作**です。
CAD、写真、Excel、Wordを添付して提出することもできます。

- 決裁がどこまで進んでいるのか**状況をインターネットで確認**することができ、決裁終了時には書類提出者宛てに**結果をメールで連絡**します。

情報共有システム導入の効果

- 期待される効果
  - ・業務執行の効率化
    - -資料の保管・管理作業の効率化
    - -協議・確認・伝達等の時間を短縮
    - （ワンデーレスポンス促進により適切な設計変更が可能）
  - ・コスト縮減
    - -移動に必要な時間の短縮、工期短縮
    - -ペーパーレス、省スペースの促進
  - ・公共事業の品質向上
    - -工事情報の一元管理
    - -日々の情報整理が定着

情報共有システム全体の流れ

工程	発注者	受注者
契約後 （施工準備）		システム利用申込み システムの利用開始
施工中	システムの利用 ・書類の提出、決裁 ・図面、写真等の共有	
検査前		電子成果品登録 （システムへの登録は義務ではなく、従来通り電子納品支援ソフトを使ってもよい）
完成検査		
完成検査後	電子成果品の確認 （CD-R）	

情報共有システム導入スケジュール

H27.10月以降に公告する案件（50,000千円以上)は、
特記仕様書にその旨を明記し、原則、情報共有システムを利用することとします。**【土木部および農林水産部発注工事】**
なお、H28以降は下図のとおり段階的に運用していきます。

（今後の段階的運用案）

工事対象範囲	H27	H28	H29	H30以降
5千万円以上	H27.10			
3千万円以上		H28.04		
1千万円以上			H29.04	
1千万円未満				（検討中）

対象範囲外の工事や契約済みの工事でも、システムを使用したい場合は**利用可能**です。

情報共有システム利用料金について
（1工事あたりの月額利用料）

工事契約金額	月額利用料（税抜）	備　考
5千万円以上	10,000円	・登録にかかる初期費用は0円 ・データ容量制限なし ・ID登録数の制限なし ・必要な期間のみ利用可能 ・利用初月は無料
3千万円以上		
1千万円以上	8,000円	
250万円超	3,000円	

●サービスの利用契約は、ASPを利用する工事受注業者とASPサービス提供業者間において行うものとします。
●その費用は、平成27年4月15日の積算基準改定により、共通仮設費の技術管理費の積算方法の中で「⑫施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）」として共通仮設費率に含まれています。

今後の予定について

８月～９月	：	情報共有システム操作説明会（受発注者向け）
９月頃	：	福井県情報共有システムガイドライン（仮称）の公表
１０月～	：	本格運用開始（設計額５千万円以上）

ご清聴ありがとうございました。